

交渉の議事要旨

(開催日時)

令和2年3月30日(月) 11:00~12:00(60分間)

(開催場所)

旭川合同庁舎東館2階 旭川開発建設部 第1会議室

(出席者)

当局側(旭川開発建設部)

鹿嶋 弘律(旭川開発建設部長)、越智 俊光(旭川開発建設部次長)、
土山 雅浩(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合旭川支部)

岡田 朋博(執行委員長)、奥出 一之(副執行委員長)、與板 賢次(書記長)
原 和義(執行委員)、松岡 浩司(執行委員)、藺幡 憲二(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部における職員の健康安全管理について
- 3 当部におけるハラスメントが行われない職場環境の整備について
- 4 当部における育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた4点について、次のとおり回答

- 1 当部における超過勤務の縮減について、超過勤務の縮減については、当部としても職員のワークライフバランスを実現する上で重要な課題であり、引き続き、職員の意識改革を含む働き方改革に取り組む必要があると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当部としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行、フレックスタイムなど効率的な働き方の促進等により、超過勤務の縮減に努めているところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、人事院規則等に定められた上限時間を踏まえるとともに、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

- 2 職員の健康安全管理について、健康安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康安全管理計画に基づき、各種の健康安全教育的のほか、定期健康診断等による健康管理、職場の安全点検等による安全管理

を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

令和2年度の計画においては、昨年度に引き続き、心の健康づくり、生活習慣病対策、長時間の超過勤務を行った職員の健康管理、公務上災害の防止の4つを重点に取り組むこととしている。また、職員の新型コロナウイルス感染を防止するため、必要な対策に取り組んでいく考えである。

なお、計画作成に際しては、広く職員の意見等を聴き、必要な措置を講じていくこととしている。

心の健康づくりについては、カウンセラーや健康管理医（精神科医）による心の健康相談の活用や管理者に対するメンタルヘルス教育の充実を図るほか、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、メンタル系疾患の予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていく考えである。

- 3 ハラスメントが行われない職場環境の整備について、ハラスメントについては、一般的に、職員の人格と尊厳を侵害し、勤労意欲を減退させるほか、職場内の秩序を乱し、職場の活力低下を招くなど、職場環境が害される要因となるものであり、その防止に努めていく必要がある。

この防止に当たっては、管理者・職員の双方において、ハラスメントに関する問題意識と具体的な行為に関する認識を共有することが重要であり、各種の会議や研修等の機会を捉えて周知啓発を図るなどして、良好な職場環境づくりに努めていく考えである。

- 4 育児休業等を取得しやすい職場環境の整備について、職員が仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう職場全体で支援していくことは、当局としても重要であると考えている。

当局においては、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画」に基づき、男女問わず職員が責任と誇りをもって生き生きと働けるような環境づくりを目指し、取組を推進しているところであり、各種両立支援制度について、管理者に対し、各種会議、研修等の場で、ワークライフバランスの意義を含め周知しているほか、管理者・職員の双方に対しては、制度の内容、意識啓発リーフレット等をイントラネットへ掲載し周知しているところである。

また、各職場の管理者に対しては、関係職員へ適時・適切に両立支援制度の情報提供を行うとともに、休業者等に係る業務の処理方策を早期に検討するなど、制度を活用しやすい職場環境づくりに努めるよう、引き続き指導していく考えである。

(交渉概要)

(職員団体) 今年度の超過勤務の実態は昨年度と比較してどうなっているか。

(当局) 4月から2月までの超過勤務の状況は、昨年度同時期と比較して、事務部門、技術部門ともに減少しており、当部全体としても減少している。

(職員団体) 今年度から人事院規則により月45時間、年間360時間の超過勤務の上限時間が設けられたが、上限時間を超えた者はいるか。

(当局) 月45時間、年間360時間共に上限時間を超えた職員はいる。

(職員団体) 超過勤務の上限時間が設けられたことにより当局として新たな超過勤務縮減方を講じているのか。

(当局) 当局としても職員と話し合いながら小さなことでも取り入れて業務改善を行っており、引き続き取り組んでいきたい。

(職員団体) 災害派遣について、TEC-FORCEに派遣された職員は、派遣中の負担や帰還後の通常業務の負担も出てくる。負担軽減の対応はできているのか。

(当局) 災害対応は国土交通省の重要な責務でありフォローできる体制を組んでいる。

(職員団体) 休職者がでると当該職員の業務を周りの職員が処理しなければならなくなり負担増となる。メンタル疾患が出ないように対策をお願いする。

(当局) 管理者に対しては、周囲の職員も含めて目配り・気配りをしていくよう指導していきたい。

(職員団体) ハラスメントが職場に与える影響をどのように認識しているのか。

(当局) ハラスメントはモチベーションを低下させ、職場環境を阻害する要因となると考えており、風通しの良い職場になるよう管理職員を指導していく。

以上

※文責は旭川開発建設部当局（今後修正があり得る）